

(別表1)

## 岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業 整理科目ならびに単価基準表

科目	単価基準	証拠書類等の整備	備考	
対象経費	1 諸謝金等			
	1 諸謝金	別表2 参照	個人領収書とし、教科名・講義期日・時間等を明記すること。なお、住所、氏名は自筆とし、捺印すること。	
	2 旅費	実費 ※ただし、岐阜県の旅費規程を上回らない額とする。	同上	
	2 参加者宿泊費			
	1 宿泊費	実費	利用宿泊施設等が発行する領収書とする。また、内訳を明記したものを添付する。	原則として、リーダー研修会のみ対象とする。(食費を含む)。
	3 印刷製本費			
	1 印刷製本費	実費	業者等が発行する領収書とする。また、請求書等、明細書を添付すること。	
	4 会場諸費			
	1 借損料	実費	利用施設管理者・所有者・業者等の発行する領収書とする。また、利用日時等明記の請求書、または、使用許可書を添付すること。	
	2 通信運搬費	実費	同上	対象経費に対する振込手数料は通信運搬費に計上する。
	3 消耗品費	実費	同上	熱中症対策のスポーツドリンクは消耗品費に計上できる。
	5 保険料			
	1 保険料	実費	業者等が発行する領収書とする。また、請求書等、明細書を添付すること。	
	6 助成金支出			
	1 助成金	実費	交付申請、交付決定、請求、交付までの流れを全て書類で行うこと。	全ての事業に対し、管轄する市町村スポーツ少年団に支出することができる。
7 強化育成及び管理費				
1 管理費	実費	同上	対象経費は資料費、借損料、通信運搬費、消耗品費とする。	
対象外経費	8 雑費			
	1 雑費	上記に属さない経費、または、各経費のうち単価基準を上回った金額		

※領収書の宛名は「(実施市町村)スポーツ少年団」もしくは「(実施地区)スポーツ少年団連絡協議会」とすること。

※支払いには必ず現金もしくは振込で行うこと。クレジットカードでの支払いは認められません。